

## 回 答 書

令和6年8月21日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 弁護士 野々山 宏 先生

事務局長 弁護士 増田 朋記 先生

(fax 075-746-5207)

〒530-0047

大阪市北区西天満4-6-18

アクセスビル5階

弁護士法人 大阪芙蓉法律事務所

学校法人京都仏眼教育学園

京都仏眼鍼灸理療専門学校代理人

弁護士 幸 田 勝 利

弁護士 大 黒 光 大

(tel06-6315-8245/fax06-6315-6399)

冠省

### 1 はじめに

当職らは、学校法人京都仏眼教育学園京都仏眼鍼灸理療専門学校（以下「当校」といいます）から依頼を受けた代理人として、貴法人からの2024年8月5日付「差止請求書」に対し、以下のとおりご回答いたします。

### 2 貴法人の請求

貴法人は当校に対し、入学手続を完了した場合に入学を辞退した場合は、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、入学金を返還しないとする条項（以下、「入学金不返還条項」といいます）を含む契約の締結を行わないこと、同内容が記載された書面（電磁的記録を含む）を破棄すること、及び、上記の内容を含む契約の締結を行わないことを当校内に周知徹底することを求めています。

### 3 上記請求に対する回答

貴法人のご指摘を受け、当校でも入学金不返還条項について再検討いたしました。

入学金不返還条項については内容を変更し、入学手続完了後の入学辞退者には、納入された入学金のうち40万円を超える部分については返還することとし、その旨当校ホームページ上で周知いたします（具体的には、鍼灸・マッサージ科本科昼間部は50万円、マッサージ科選科夜間部は40万円を

返還するというものです)。返還金額を入学金の一部としているのは、入学し得る地位の対価、可能な限り学生の入学を担保する意味合い、入学手続に要する経費等の回収をする必要があるためです。

なお、入学金の金額について、それ自体を変更（減額）する場合は、当校の理事会、評議員会の決議を経た上で、少なくとも半年以上前には主務官庁である京都府庁に認可申請をする必要があること、また、既に現行の入学金を支払って入学している在校生ないし卒業生との不均衡が生じるため、それらの者への手当を検討する必要性もあり、そうすると全体の予算から構築し直す必要があるため、早くても数年単位の期間を要します。まずは、本年度の理事会、評議員会への上程事項として、前向きに検討を進めていきます。

以上のとおり、回答いたします。

草々